

●香川県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年3月9日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 三木綾川線（13号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市西植田町字新開1023番 2地先から	前	9.8~24.2	85	道路整備事業による現道 拡幅及び交差点改良
高松市池田町字中所983番 11地先まで	後	13.1~44.3	85	

- 4 供用開始の期日 令和3年3月9日